

目 次

第1部	基本的考え方	
1	都・国の取組	1
2	配偶者暴力をめぐる現状認識	1
3	めざすべき配偶者暴力対策のあり方	2
4	暴力のない社会の実現に向けて	3
5	基本計画の数値目標について	4
6	基本計画の名称について	4
第2部	基本計画に盛り込むべき事項	
1	暴力の未然防止と早期発見の推進	7
(1)	暴力防止教育と啓発の推進	7
(2)	早期発見体制の充実	10
2	多様な相談体制の整備	12
(1)	都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	12
(2)	身近な地域での相談窓口の充実	14
(3)	被害者の状況に応じた相談機能の充実	16
3	安全な保護のための体制の整備	17
(1)	保護体制の整備	17
(2)	安全の確保	19
4	自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	22
(1)	総合的な自立支援の展開	22
(2)	安全で安心できる生活支援	24
(3)	就労支援の充実	26
(4)	住宅確保のための支援の充実	27
(5)	子供のケア体制の充実	28
5	関係機関・団体等の連携の推進	30
(1)	広域連携と地域連携ネットワークの強化	30
(2)	民間団体との連携・協力の促進	32
6	人材育成の推進と適切な苦情対応	33
(1)	人材の育成	33
(2)	二次被害の防止	34
(3)	苦情への適切かつ迅速な対応	35
7	調査研究の推進	36
(1)	調査研究	36
(2)	加害者対策の検討	37
	参考資料	39